

北海道登別洞爺 広域観光圏整備 計画

湯ったり 食ったり 学んだり
火の郷(さと) 湯のくに

平成 21 (2009) 年 12 月 21 日

北海道登別洞爺広域観光圏

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町・白老町

目 次

第1章	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針	1
第2章	観光圏の区域	5
第3章	滞在促進地区の区域	6
第4章	観光圏整備計画の目標	7
第5章	観光圏整備事業に関すること	9
第6章	計画期間等	14
第7章	その他市町村又は都道府県が必要と認める事項	15
第8章	協議会に関する資料等	17
第9章	住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映内容	18

第1章 観光圏の整備による観光旅客の来訪 及び滞在の促進に関する基本的な方針

1 北海道登別洞爺広域観光圏の概要

(1) 北海道登別洞爺広域観光圏

北海道の南西部に位置し、東西 72 km、南北 58 kmにわたり、圏域面積 1,784 km²を有する地域です。圏域を構成する市町は、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町の 7 市町で、圏域中央部には北海道を代表する港湾や工業があり、支笏洞爺国立公園の一部をなす風光明媚の洞爺湖や有珠山、昭和新山、国内有数の温泉地登別温泉を有するほか、北海道内外の食料生産を支える拠点やアイヌ文化振興拠点、太平洋に面した美しい海岸線や森林資源などがある自然豊かな地域です。

(2) 構成市町の概要

室蘭市

室蘭市は、人口約 9 万 6 千人、面積が 80.65 km²で、北海道の南西部の噴火湾に面し、北東は登別市、北西は伊達市に接しています。南側は太平洋に突き出た絵鞆半島により形成され、外洋側は 100m 前後の断崖絶壁が 14 km も連なる風光明媚な景勝地になっています。



北海道の自然 100 選や新日本観光地百選などにより、地球岬が全国から注目され、白鳥大橋やイルカ・鯨ウオッチングなどの観光資源のほか、やきとり、ボルタ、カレーラーメンが人気を呼び、訪れる観光客も増えてきています。最近では、夜景が脚光を浴び、白鳥大橋のイルミネーションや測量山のライトアップ、工場群の明かりとまちの灯りに加え、漁火が市民と観光客の目を楽しませています。

登別市

登別市は、人口約 5 万 3 千人、面積が 212.11 km²で、ほぼひし形の形状をなし、南は太平洋に面し、その海岸線はほぼ一直線であり、東は登別漁港、クッタラ湖付近で白老町と接し、北はオロフレ峠、来馬岳付近で壮瞥町に接しています。さらに、西は鷲別岬から鷲別岳にかけて室蘭市と伊達市に接しています。



年間 300 万人を超える観光客で賑わう登別温泉は、支笏洞爺国立公園の一部にあり、北海道有数の観光都市です。とくに登別温泉は、「にっぽんの温泉 100 選」などに、常に全国の上位にランキングされ、国内はもとより、国外からの観光客も多く訪れています。また、登別市は、北海道を代表する工業地帯である室蘭経済圏の一翼を担う都市としても発展しています。

伊達市

伊達市は、北海道の南西部、札幌市と函館市の間に位置し、洞爺湖、平成 12 年に大噴火した有珠山、昭和新山に隣接した面積が 444.3 km²、人口約 3 万 7 千人のまちです。

平成 18 年 3 月には「北湯沢温泉郷」を有する旧大滝村と合併、平成 21 年 8 月には伊達市を含む有珠山・洞爺湖周辺エリアが「世界ジオパークネットワーク」へ登録され、自然、歴史、縄文史跡、遺跡、文化財などの豊富な観光資源を活用した「参加・体験型」の観光づくりを進めています。

また、基幹産業の農業では約 70 品目の「野菜」「酪農品」が生産され、噴火湾では「さけ・マス・ホタテ」の栽培漁業が盛んで、それら地元食材を活かした「地産地消型の観光づくり」も進めています。



豊浦町

豊浦町は、人口約 4 千 6 百人、面積 233.54 km²で北海道にあって比較的温暖な気候条件と内浦湾の穏やかな海、そして美しい緑の大地に恵まれ、「いちご」、「ホタテ」、「豚肉」に代表されるように、農林漁業を基幹産業とした第一次産業のまちとして発展してきました。豊富な一次産業をベースに、地域住民が指導者となり子ども農山漁村交流プロジェクトのモデル地域になり、教育旅行の誘致や「滞在型体験観光」でまちづくりをしています。また、JR 室蘭本線と国道 37 号線が並行して海岸線を東西に走るとともに、南北に縦貫する国道 230 号線が札幌に通じています。さらに道央と道南を結ぶ北海道縦貫自動車道の通過点となっており、札幌から車で 2 時間、室蘭からは 1 時間の圏内にある交通の要衝となっています。



洞爺湖町

洞爺湖町は、北海道南西部に位置し、平成 18 年 3 月 27 日に虻田町と洞爺村が合併し誕生しました。

東には伊達市、壮瞥町、北は豊浦町に接し、湖（洞爺湖）と山（有珠山）と海（噴火湾）に囲まれた自然豊かな町です。人口約 1 万 5 百人、面積が 181 km²あります。



洞爺湖町を中心とする地域は本道においても、もっとも気候温暖な地で北海道の湘南地方と呼ばれています。

支笏洞爺国立公園「洞爺湖」があり、全国的に有名な温泉郷である洞爺湖温泉をはじめ

め、平成12年に噴火した有珠山や火山博物館、洞爺湖サミット記念館など豊かな自然とふれあうことのできる体験・交流資源を有しており、北海道有数の観光地として年間300万人を超える観光客が訪れています。

壮瞥町

壮瞥町は、人口約3千百人、面積が205.04 km²で、長流川流域の平坦地とその周辺の丘陵地に大別され、15%が洞爺湖となっています。東は伊達市大滝区、白老町に接し、南は登別市、西は伊達市、北西は洞爺湖町に接しています。



年間170万人を超える観光客で賑わう国の特別天然記念物の昭和山は、支笏洞爺国立公園の一部であり、北海道内でも有数の観光地です。風光明媚な洞爺湖、有珠山地域は貴重な地質遺産が多数存することから平成21年8月に国内初のユネスコが推奨する世界ジオパークに登録され、今後益々のジオツアーの推進が期待されます。

白老町

白老町（しらおいちょう）は、人口約2万人で、北海道の南西部、東は苫小牧市、西は登別市に挟まれており、南北26.4km、東西28km、海岸線27.3kmにわたり、行政区域面積は425.75 km²の広さを持っています。



本町の観光は、湯量・泉質の良さでは道内屈指を誇る温泉、国内有数の水質を誇る倶多楽湖や巨木の森などの自然、北海道洞爺湖サミットで活用されたブランド牛の白老牛をはじめ、虎杖浜産タラコ、毛ガニ、鮭など多種多様な魚介類の「食」を有する地域です。またアイヌ文化の伝承の地であり、アイヌ文化が発展・継承される環境づくりを行うため、イオルの再生（伝統的な生活空間の再生）を進めています。

2 北海道登別洞爺広域観光圏の現状と課題

本圏域内には、洞爺湖温泉や登別温泉といった全国的に有名な観光地があるものの、重工業等の産業群やユネスコ無形文化遺産に登録されたアイヌ古式舞踊、世界に認定された洞爺湖有珠山ジオパークなどの観光資源を活かしきれていない現状にあります。さらには今後、北海道の魅力ある食文化を新たな観光資源とすべく、さまざまな事業の展開を進める必要があります。また、広域的な観光の見地からは各市町や観光関連機関間の連携不足があることも否めません。

したがって、圏域内においてそれぞれの市町の持つ特色を活かしながら、地域が一体となって滞在型・体験型・食文化型観光を促進していくことが課題となっています。

3 ブランディングコンセプト

(1) 圏域の名称

本圏域は、その名称を「北海道登別洞爺広域観光圏」とします。

(2) 圏域のキャッチフレーズと基本コンセプト

本圏域は、滞在型観光を促進するため、「湯ったり 食ったり 学んだり 火の郷(さと) 湯のくに」をキャッチフレーズに、豊かな温泉や火山、美しい湖・海、森林などの自然資源や地産地消を基本とした食文化やアイヌ文化、体験・交流・学習を中心とする参加型の観光魅力を向上させるとともに、ホスピタリティあふれる人づくりや国内外への情報発信とプロモーションを行政や関係団体、企業等、地域住民等が一体となって行い、地域経済全体を活性化していきます。

第2章 観光圏の区域

北海道登別洞爺広域観光圏は、北海道室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町の3市4町からなる圏域です。



第3章 滞在促進地区の区域

北海道登別洞爺観光圏における滞在促進地区は、下記の10地区とします。

区域	所在地	選定理由	宿泊施設数
室蘭市	室蘭市全地区	天然の良港・室蘭港を中心に製鉄、製鋼、石油精製、造船など北海道を代表する工業都市であるとともに、白鳥湾や美しい海岸線などを有する自然豊かな地区である。	22
登別市登別温泉地区	登別市登別温泉町	支笏洞爺国立公園に位置し、国内有数の湧出量を誇る温泉源を有する宿泊施設集積地である。	14
登別市カルルス地区 新登別温泉地区	登別市カルルス町、 上登別町	登別温泉からオロフレ峠に向かう道道2号（洞爺湖登別線）沿いに位置し、湯治客の利用が多い温泉旅館が存在する地区である。	8
伊達市北湯沢温泉地区	伊達市大滝区北湯沢温泉町	豊かな自然と美しい景観を誇り、大型の宿泊施設を有する温泉地である。	8
伊達市伊達地区	伊達市南黄金町～有珠町	自然、歴史、縄文史跡、遺跡、文化財など豊富な観光資源を活用した「参加・体験型」の観光施設を有する地区である。	12
豊浦町豊浦地区	豊浦町（全地区）	自然豊かな地区であり、特に漁業や農業などの体験プログラムが豊富であり、体験学習や修学旅行誘致の滞在拠点となる地区である。	5 ※その他民泊（民家）施設あり
壮瞥町蟠溪地区	壮瞥町蟠溪	伊達市大滝区から壮瞥町壮瞥地区に向かう国道453号線沿いに温泉旅館が存在する地区である。	4
壮瞥町壮瞥温泉地区	壮瞥町壮瞥温泉	昭和新山の麓に位置し、洞爺湖畔や湖水沿いに旅館が存在し、湖水上におけるレクリエーションの拠点となる地区である。	9
洞爺湖町洞爺湖温泉地区 壮瞥町洞爺湖温泉地区	洞爺湖町洞爺湖温泉 壮瞥町洞爺湖温泉	支笏洞爺国立公園における登別と並ぶ利用拠点であり、宿泊施設集積地である。	18
白老町白老温泉 虎杖浜温泉 登別東地区	白老町全域 登別市登別東町	白老町から登別市に至る太平洋の海岸沿いに広がる温泉地区で、中小宿泊施設が多数存在する地区である。	22 (うち登別市1)

第4章 観光圏整備計画の目標

1 現状

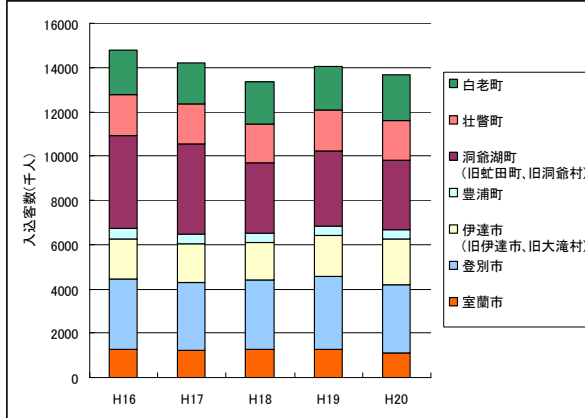


図1 観光入込客数の推移
(平成16年度～20年度)

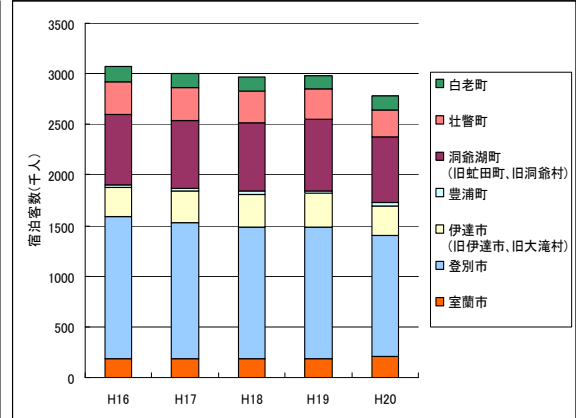


図2 宿泊客数の推移
(平成16年度～20年度)

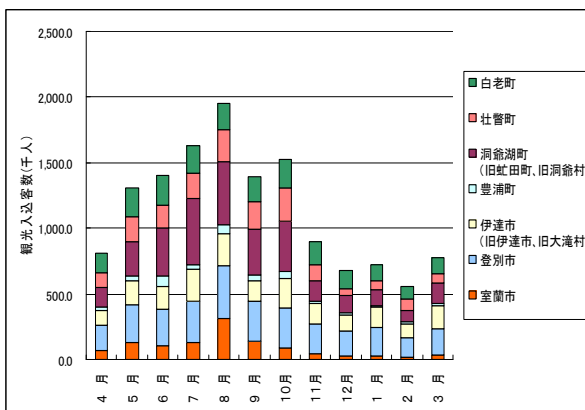


図3 月ごとの観光入込客数 (平成20年度)

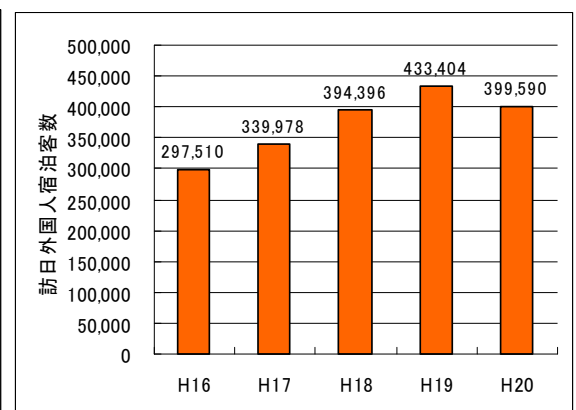


図4 本圏域における外国人宿泊客数
(平成16年度～20年度)

2 目 標

	単 位	21年度(2009 年度)推定： 基準年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間観光入込 客数	千 人	12,300	→				12,920 (+5%)
年間観光客宿 泊延数	千 人	2,698	→				2,833 (+5%)
(外国人観光 客宿泊延数)	千 人	248	→				273 (+10%)

※なお、広域観光圏において把握しきれていない「平均宿泊数」や「リピーター率」、「観光満足度」、「一人当たりの観光消費額」などについては、観光圏整備事業として調査を必要に応じて実施し、把握に努めることとします。

3 地域住民等を中心とする観光まちづくり主体の確立による継続的・自立的な活動体制の確立見通しについて

観光協会や宿泊事業者、テーマパークなどの観光圏関連事業者がホスピタリティの方向性を検討するとともに、互いに連携してホスピタリティの向上を図ることに加え、観光産業を支える人材の発掘や育成を広域的な地域住民が主役となるような活動のもと、自立的な体制づくりを行います。

第5章 観光圏整備事業に関すること

1 宿泊魅力の向上に関する事業

観光客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業を行います。

事業名	1. 宿泊魅力向上推進事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域内の旅行動機の促進に取り組むとともに、滞留時間や滞在型宿泊の拡大、圏域内消費額の増加を図るため、観光客拡大・増加イベント事業などを開発するとともに、実施する。</p> <p>①連泊型ゆとりツーリズムによる観光客拡大・増加事業 温泉などの観光資源を活用したプログラムや魅力アップコースなど、ゆとりツーリズムによるプログラムの開発を進める。</p> <p>②彩り花火及びイルミネーション等事業 彩り豊かな打ち上げ花火や手筒花火大会などを実施する。</p> <p>③夜景巡り等事業 夜景鑑賞やライトアップ・アイスキャンドル鑑賞などを実施する。</p> <p>④冬季間におけるイベント等事業 冬季間に落ち込む観光客の増を図るため、雪合戦事業や温泉を利用した湯まつり、スキー場を活用した冬まつりなどを実施する。</p> <p>⑤まち巡り共通券等発行事業 冬季に落ち込む観光客の増を図るため、マイカーやレンタカー、公共交通機関などを利用する観光客を主なターゲットとし、“西いぶり”の観光施設の入場券や温泉入浴券、スタンプラリー、ご当地グルメの利用券、フットパス等を組み合わせた「まち巡りバス」券などの商品開発を図る。</p> <p>⑥浴衣（ゆかた）まち巡り事業 観光地の魅力を高めるため、温泉情緒や非日常性を感じられるようなスタイルであるアイヌ刺繍入りのキンチャクやアイヌ文様の浴衣（ゆかた）、藍染の浴衣、色浴衣、番傘、鬼半纏（はんてん）を着用させ、観光地内を巡る。</p> <p>⑦食の魅力向上事業 観光客にとって旅行目的の一つである「食」の魅力を向上させるため、安心・安全につながる地場産品の利用の促進を図るとともに、食文化資源を活用したサービスの開発を進め、提供する。</p> <p>⑧ヘルスツーリズム等推進事業 圏域内にある自然資源や豊かな温泉を活かし、自然医療を医科学的に活用したヘルスツーリズムサービスや健康維持に効果的な温泉療法を取り入れた健康保養サービスの提供を行うとともに、ヘルスツーリズムや健康保養サービスに従事する人材育成を進める。</p> <p>⑨フットパス整備等事業 圏域内でフットパスができるコースの整備やフットパスマップを作成する。</p>

個別事業名	2. 観光圏域内限定の旅行業代理業取得事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>滞在型宿泊を促進させるため、宿泊施設において、圏域内限定の旅行業代理業の取得事業を行うとともに、旅行販売体制構築のための施設整備を進める。</p> <p>①旅行業代理業取得研修事業 必須資格である旅行業務管理者を取得するための研修を行う。</p> <p>②旅行商品販売体制構築のための施設整備事業 観光圏域内限定の旅行業代理業に認定された後、宿泊施設内の窓口等で販売するための販売体制に必要な施設整備を行う。</p>

2 観光コンテンツの充実に関する事業

観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業を行います。

個別事業名	1. ホスピタリティあふれる観光圏人材育成事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域内の各宿泊事業者のホスピタリティ向上や体験指導者、各種マイスターの養成を行うため、人材育成事業の開発を進め、事業を実施する。</p> <p>①ホスピタリティあふれる観光圏人材育成事業 接客や地域学習、英会話、中国語、外国文化などを習得した人材の育成を図るとともに、圏域内のイメージアップと誘客促進などを行うため、宿泊業従事者のホスピタリティ研修や接客マナー講習等を実施する。</p> <p>②体験型観光指導者等養成事業 ジオツーリズム指導者や子ども農山漁村交流プロジェクト自然体験指導者、アイヌ文化にかかるガイド、ものづくり体験指導者などを養成・育成する。</p> <p>③観光等マイスター・ガイド育成事業 圏域内滞在型観光コーディネートが可能で、火山や温泉等に関する知識を持ち、ガイドなどに堪能なマイスターを育成するため、ご当地検定用プログラムやマイスター認定プログラムの開発を進める。</p> <p>④旅行ヘルパー養成事業 行動が制限される障がい者や高齢者、こども連れなど介助や補助等を必要とする観光客をもてなすため、人材の養成及び認証制度の整備等を進める。</p>

個別事業名	2. 自然・産業・歴史・文化・環境等体験プログラム開発推進事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町、(財)自然公園財団、昭和新山国際雪合戦実行委員会、NPO 法人雪合戦インターナショナル、そうべつくだもの村、体験施設等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域内の観光資源である豊かな自然や産業群、縄文遺跡、歴史文化、環境体験などの魅力をもとに、滞在型観光を促進するため、体験プログラムを開発し、観光客へ提供する。</p>

個別事業名	3. 観光圏誘客プロモーション事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域外から圏域内へ観光客の来訪を促すため、市町及び観光協会等が一体となった誘客宣伝事業を行う。</p> <p>①国内観光客誘致促進事業 道内外において観光誘客プロモーションを行う。</p> <p>②国内教育旅行誘致促進事業 道内外において修学旅行誘致プロモーションを行う。</p> <p>③国外観光客誘致促進事業 国外において訪日外国人観光誘客プロモーションを行う。</p> <p>④国外教育旅行観光客誘致促進事業 国外において訪日外国人教育旅行観光誘客プロモーションを行う。</p>

個別事業名	4. ジオパーク推進事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町、洞爺湖周辺地域エコミュージアム推進協議会
実施年度	22年度～26年度
事業概要	ジオパークの国内外情報発信等事業や研修会等の開催、ジオツーリズムプログラム創出・造成事業を行う。

個別事業名	5. アイヌ文化振興事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町など
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域内への連泊型滞在やリピーター増を促進するため、アイヌ文化のさらなる魅力アップを図る。</p> <p>①アイヌ文化体験促進事業 域内において滞在時ユネスコ無形文化遺産登録を受けたアイヌ文化のさらなる魅力アップを進めるため、アイヌ民族博物館等における文化体験の充実を図るとともに、商品化を進める。</p> <p>②アイヌ文化伝承事業 ①に係る商品造成に伴い、ガイド養成や文化伝承の担い手の育成を進める。</p>

3 交通・移動の利便性向上に関する事業

観光旅客の移動の利便性に増進する事業を行います。

個別事業名	圏域内二次交通整備事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町、JR、交通事業者
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域内の交通ネットワークの活性化や利便性の向上を図るため、二次交通システムづくり調査やアクセス整備等の検討を行うとともに、環境に配慮したイベントバス等の運行や乗り捨て自由レンタカーの利用について検討する。</p> <p>①二次交通システムづくり調査検討事業 観光客のニーズ調査を行うとともに案内等の情報提供や二次交通のあり方について検討する。</p> <p>②二次交通アクセス整備事業 広域内における交通機関の乗降自由な共通乗車券及び施設利用券を検討する。</p> <p>③観光イベントバス等運行事業 広域内でのイベントの集客対策として効果的な運行を検討する。</p> <p>④域内乗り捨て自由レンタカー事業 広域内での周遊を促進させ、滞在時間の延伸を図るため、乗り捨て自由レンタカーの利用の検討を進める。</p> <p>⑤エコカー利用事業 イベントバス等の運行や乗り捨て自由レンタカーに環境にやさしいBDF車や電気自動車などの利用の促進に向けた事業の開発について検討する。</p> <p>⑥交通結節点整備事業 駅やバスターミナルなど交通結節点におけるバリアフリー化やアメニティ（滞留快適性）の向上のほか、情報提供や旅行商品販売機能の向上を進める。</p>

4 観光案内・観光情報の提供に関する事業

観光に関する情報提供の充実強化に関する事業を行います。

個別事業名	観光情報発信等事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>圏域内への連泊型滞在やリピーター増を図るため、圏域内外への観光情報発信を充実させるとともに、圏域内観光情報の共有化を進める事業を推進する。</p> <p>①観光圏情報発信事業 圏域内の観光資源や宿泊施設、イベントや楽しみどころなどを網羅した多言語対応型の総合観光パンフレット等を発行するほか、QRコードマップなどITを活用した情報発信に加え、修学旅行誘致プロモーションに使用する教本を作成する。</p> <p>②観光圏観光情報共有化・案内等整備事業 圏域内の市町や観光協会等間で観光情報の共有化を進めるとともに、観光案内看板等の整備を進める。</p> <p>③環境学習ツール作成事業 教育旅行向けに、各学校や旅行会社に対応した環境学習のワークブックを作成する。</p> <p>④道の駅整備事業 観光情報の提供や住民と観光客の交流拠点、トイレ等の機能を有し、地元食材利用のアンテナショップや地元食材を豊富に使用したメニューの飲食店等を備えた地産地消型商業施設を整備する。</p>

5 農山漁村交流体験推進事業

農山漁村が持つ地域資源を活用して、都市と農山漁村または農山漁村間における交流や体験事業などの仕組みづくりを進めます。

(事業申請があれば随時申請を行います。)

個別事業名	農山漁村交流体験推進事業
実施主体	各観光協会、各市町飲食店組合、宿泊施設、いぶり中央漁業協同組合、伊達市農業協同組合、とうや湖農業協同組合、苫小牧広域農業協同組合、室蘭漁業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合、登別まちづくり促進期成会、そうべつくだもの村、各市町等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	<p>①相乗効果を高める仕組みづくり 圏域内で地産地消や農林水産業の相乗効果を図るための仕組みづくりを進める。</p> <p>②子ども農山漁村交流プロジェクトの開発及び実施 農山漁村において子どもの長期滞在型宿泊体験を推進するため、プログラムの開発や受け入れ体制づくりを進め、事業の展開を図る。</p> <p>③農山漁村体験推進事業 圏域内を訪れる観光客と農山漁村と交流の機会を深めるため、食品加工等の体験プログラムの開発を進める。</p>

6 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

圏域内の観光振興を進めるため、官民一体となった観光施設の整備や地方連携事業を進めるとともに、他の広域観光圏との連携を進めます。また、圏域内で各種事業の検証を進めるため、観光に関する客観的なデータが必要であることから、観光客の満足度調査や観光客入込数等の統計の整備を進めます。

個別事業名	1. 施設整備事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町、各市町飲食店組合等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	圏域内の各市町等が連携して観光施設を良好な状態に維持・管理するとともに、ユニバーサルデザインを考慮した観光施設の新設や更新を図る。

個別事業名	2. VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）地方連携事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	圏域内を効果的に整備するため、官民一体となった事業を行う。 ①VJC（ビジット・ジャパン・キャンペーン）地方連携事業 国土交通省、JNTOが推進しているビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業を活用した事業を展開する。

個別事業名	3. 観光圏連携事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町、各市町飲食店組合等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	滞在型観光を促進するため、全国や道内の広域観光圏と連携する。

個別事業名	4. 観光客（顧客）満足度調査等事業
実施主体	各観光協会、観光エージェント、各宿泊事業者、各市町、各市町飲食店組合等
実施年度	22年度～26年度
事業概要	圏域内の観光客（顧客）満足度調査や整備事業の検証を進めるとともに、観光に係るデータベース化を進めるほか、観光客入込調査等の統計を整備する。

1 計画期間

本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

2 計画の見直し、計画変更の手続きについて

社会情勢やニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応するため、北海道登別洞爺広域観光圏協議会内に設置する幹事会等において、随時、事業効果の検証、計画内容の確認を行い、必要に応じて、整備計画の改訂・変更を検討します。

北海道登別洞爺広域観光圏協議会において、幹事会等から検討案を協議し、整備計画の改訂・変更を決定します。

第7章 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

本整備計画は、圏域内の自然資源や地産地消を基本とした食文化、参加型の観光魅力の向上、ホスピタリティあふれる人づくりや国内外への情報発信などのブランディングコンセプトに、それぞれの持つ魅力を連携させ、地域が一体となって取り組むこととしています。

本圏域内においては、社会資本整備計画等との整合性を図り、官民が相互に連携し、観光を軸とした地域づくりを推進していくことを目指します。

1 港湾・漁港の観光利用

圏域内にある港湾・漁港は、海洋性レクリエーションの場の提供や地域の豊かな食文化・伝統行事の継承として、また、人々にゆとりや癒しの提供地域の人々に新鮮で安心・安全な水産物を提供する水産活動の基地など、都市との交流促進機能の施設整備が継続して実施されています。

美しい海岸風景を展望する施設として利用を図るとともに、体験型観光として漁業や漁港を活かした都市交流や観光資源としての活用を図ります。

2 圏域内の移動の利便性の向上と快適化

圏域内の国道や道道の整備については、圏域内はもとより、他圏域内の宿泊拠点・観光拠点とより緊密にネットワーク化、アクセス化を図ることにより、観光客の移動の利便性・快適性の向上が図られます。

3 アイヌ文化の伝承

圏域内には、先住民族アイヌの文化伝承の拠点であるアイヌ民族博物館等を有しており、地域一体で多様な生態系を持つ自然環境の保全を図りながら、その環境を活用した文化継承や体験交流、普及啓発、文化振興など、アイヌ文化が世界の人々に理解され、アイヌの人々によって発展・継承される環境づくりを進めます。

4 既存野外博物館・美術館等との連携

観光客の拡大やリピーターの増加に欠かせない洞爺湖周辺地域エコミュージアムや洞爺湖有珠山ジオパーク、洞爺湖ぐるっと彫刻公園、屋根のない博物館、公私立美術館などと連携を図ります。

5 産業観光の推進

地域社会においてもCO₂削減や廃棄物対策など、多くの課題に直面している中、圏域内において「産・学・官」連携により人と自然環境が共生できる循環型社会の形成を目指すとともに、施設整備に努めています。

圏域内において大幅なCO₂の削減やリサイクル率の向上など、良好な環境を次の世代に引き継げるような循環型社会を築いていきます。

また、「見る」観光に加え「体験する」「学習する」観光にスポットをあて、各市町が長年培ってきたものづくりのまちとしての特性を観光資源へと活用し、「ものづくり観光」の推進を図ります。

6 インバウンドの促進

圏域内が海外の観光地と比較してより向上した魅力が発揮できるよう、環境整備に努めるほか、訪日外国人観光旅客の拡大やリピーターの増加を目指したインバウンドの促進を図っていきます。

第8章 協議会に関する資料等

【協議会規約】【協議会構成員】【協議結果】
別添

第9章 住民その他利害関係者の意見を 反映させるための措置及び反映内容

1 住民意見照会等の実施状況

平成21年12月28日から平成22年1月27日までの期間、各市町において、北海道登別洞爺広域観光圏協議会で承認された整備計画を公表し、意見を求めることとします。

2 住民から提出のあった意見及び意見への対応結果

上記照会期間に、住民、その他利害関係者から意見の提出があったものについては、回答及び対応結果を公表します。

また、随時、整備計画の公表に努め、随時、意見を募集し、必要に応じて整備計画への反映に努めることとします。